

公正、公平でより適切な入札制度の構築に向けて

平成26年4月
木津川市指導検査課

公平・公正で、より適切な木津川市の入札制度とするため、以下のとおり制度改善に取組みます。

1. 入札の事務処理ミスの防止について

- ④ チェックシートを用いて、複数人によるチェック体制によりミスの防止を図る。

2. 工事等のさらなる品質確保に向けた取組み

- ④ 適切な公共工事等労務単価の運用を図る。
- ④ 工事の品質確保と受注者の施工能力の向上を図るため、工事成績評定等の推進を図る。

3. 入札及び契約過程におけるコンプライアンス（法令遵守）の確保に向けた取組み

- ④ 労働関係法令の遵守を図る。
- ④ 入札心得の徹底を図る。
- ④ 職員行動指針や働きかけの防止に関する規定等の策定を行う。
- ④ 暴力団排除条例施行に伴う関連規則等の整備を行う。
- ④ 入札結果情報の公表時期（開札日の翌開庁日の午前9時から）を統一する。
また、公表を行うまでの間は、原則として、問合せには応じないこととする。

4. 市内業者の育成と地域経済の活性化に向けた取組み

- ④ 地域経済活性化のため、市内業者の更なる入札参加機会の拡大に努める。
- ④ 指名願いの受付について、市内業者を限定とした、年度の中間時に追加受付を行う。
- ④ 土木一式工事で発注する災害復旧工事及び単価契約工事については、市と災害協定を締結している団体に継続して加入し、市総合点を付与された有資格者を参加条件として発注（試行実施）する。
- ④ 建設工事におけるJVによる一般競争入札について、その案件内容を勘案し、市総合点を参加要件にすることを試行する。
- ④ 「内訳書の提出・調査の強化」に引き続き取組む。ただし、調査は、より効率かつ効果的なものとして、京都府方式を準用し重点的な調査を行う。
提出を求める内訳書の作成範囲は、入札公告において指示する。（提出を求める内訳項目について、明示、着色又は様式を示す等の方法により明確にする。）
- ④ 入札契約制度等に係る市内業者向け研修会の開催に向けて、取り組んでいく。